

ソーシャルワーク実習評価表 (社会福祉士)

(2022年度 試行版(仮))

実習生	実習生氏名		学籍番号	
	養成校名			
	学部学科		学年	
	実習指導担当教員名			
実習施設	種別			
	施設・機関名称			
	実習指導者氏名(役職)			
実習情報	実習回数	() 回目 / 全 () 回中	実習時間	
	実習期間			

<記入上の留意点>

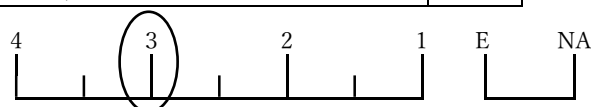
- ① この評価表は、大項目(教育に含むべき事項(国通知)、実習による変容、総合評価:12項目)、中項目(達成目標:21項目)、小項目(行動目標:104項目)で構成されています。
- ② 中項目・小項目には4段階の評価基準が設定されています(0.5刻みの評価も可能)。
- ③ **実習計画に設定していたものの、様々な理由から実施できなかった項目は「E」を付けてください。**
「E」を付けた場合には、実施できなかった具体的な理由をコメント欄に記載してください。
- ④ **実習計画に設定しておらず、実習生が体験していない項目は「NA」を付けてください。**ただし、実習計画に設定してなくても実習展開において実施した場合には1~4の評価を付けてください。
- ④ 中項目及び小項目の評定については、実習生の実習終了時の状態で判断してください。
- ⑤ 中項目の評定は、単純に小項目の平均値を付けるのではなく、小項目の評定等も踏まえつつ総合的に評価してください。
- ⑥ 評価基準の評定に加えて、可能な限り実習生の学びに向けたコメントのご記入をお願いします。
- ⑦ 12「総合評価」は、実施された実習計画における実習生の取り組み等を踏まえて評定してください。
なお、12「総合評価」の「(2) 実習生に対する総評のコメント」は必ずご記入ください。
- ⑧ 中項目・小項目の解釈について「北海道ブロックSW実習評価表用語説明※」を参照してください。

※北海道ブロックSW実習評価表用語説明は今後作成予定です。

<記入例>

(2) クライアント等との援助関係を形成することができる

	小項目	評価
①	クライアント等との援助関係を構築する際の留意点や方法を説明することができる。	3
②	クライアント等に対して実習生としての立場や役割を適切に説明することができる。	4
③	クライアント等との援助関係を形成するうえで必要な行動をとることができる。	3.5
④	クライアント等と多様な方法(対話・遊び・作業・ケアなど)を通して関わるることができる。	2.5



<評価尺度>

- 4 : 十分な水準で達成した
- 3 : まあまあな水準で達成した
- 2 : 不十分な部分がありつつも必要な水準を達成した
- 1 : 必要な水準を達成することができなかった
- E : 実習計画には設定していたが、実習生の学びの進捗状況、実習先の事情や実習期間に生じた事態により、実施できなかった（※具体的な理由をコメントに記載してください）
- NA : 実習計画に設定しておらず、経験していない（※実習計画に設定していなかったものの、実習展開において実施した場合には1~4の評価を付けてください）

<評価の基準>

1. 知識の理解・習得に関する項目

知識の理解・習得に関する項目とは、主に文末が「説明することができる」と記述されているもので、実習生の言語能力を通じた「知識」「思考」「理解」「表現力」等から評価します。

評価のポイント

養成校での学習・行動と実習における実践的な知識や経験をもとに、支援対象となる人、組織、地域の状況、ソーシャルワークなどの項目で求められている内容について、「①適切に言語化することができているか」「②言語化された分析・判断、考察の内容がどのくらい適切に表現されているか」の2点から評価してください。

■知識の理解・習得に関する項目では、以下の評価基準をもとに評価を決定してください。

4 十分な水準で達成した	<ul style="list-style-type: none"> ・項目の内容について、養成校での学習や実践的な知識や経験をもとに適切に言語化することができていた。 ・言語化された分析・判断、考察の内容は、適切に表現されていた。
3 まあまあな水準で達成した	<ul style="list-style-type: none"> ・項目の内容について、養成校での学習や実践的な知識や経験をもとに概ね適切に言語化することができていた。 ・言語化された分析・判断、考察の内容は、概ね適切に表現されていた。
2 不十分な部分が見られつつも必要な水準を達成した	<ul style="list-style-type: none"> ・項目の内容について、養成校での学習や実践的な知識や経験をもとに少し不十分ではあるが言語化することができていた。 ・言語化された分析・判断、考察の内容は、不十分ながらも適切に表現されていた。
1 必要な水準を達成することができなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・項目の内容について、養成校での学習や実践的な知識や経験をもとに言語化することが不十分、あるいはほとんどできなかった。 ・言語化された分析・判断、考察の内容は、適切に表現されていなかった。

※各評価項目において、1つの評価のポイントは「4」の水準で達成できていたものの、もう1つの評価のポイントは「3」の水準であった場合などは中間の3.5とするなどの判断をお願いします。

2. 実践技術・技能の習得に関する項目

実践技術・技能の習得に関する項目とは、文末が「行うことができる」「行動をとることができる」等で記述されているもので、実習生の言動を通じた「実践力」「アウトプット」等から評価します。

評価のポイント

取り組むべき実践と人や場の状況とを結び付け、そのポイントを説明できることを前提として、「①実習指導者の指導のもとで、実施上のポイントができていないか」、「②振り返りで、次へつなげる上でのポイントを表現できているか」の2点から評価してください。

■実践技術・技能の習得に関する項目では、以下の評価基準をもとに評価を決定してください。

4 十分な水準で達成した	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者らの指導の下、実施上のポイントを適切に行うことができていた。 ・実施後に、次へつなげる上でのポイントを適切に表現できていた。
3 まあまあな水準で達成した	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者らの指導の下、概ね適切に実施上のポイントを行うことができていた。 ・実施後に、次へつなげる上でのポイントを概ね適切に表現できていた。
2 不十分な部分が見られつつも必要な水準を達成した	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者らの指導の下で、少し不十分ではありつつも実施上のポイントを行うことができていた。 ・実施後に、次へつなげる上でのポイントを少し不十分ではありつつも表現できていた。
1 必要な水準を達成することができなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・実習指導者らの指導の下で取り組んだが、実施上のポイントは不十分、あるいはほとんど行うことができなかった。 ・実施後に、次へつなげる上でのポイントを表現できていなかった。

※各評価項目において、1つの評価のポイントは「4」の水準で達成できていたものの、もう1つの評価のポイントは「3」の水準であった場合などは中間の3.5とするなどの判断をお願いします。

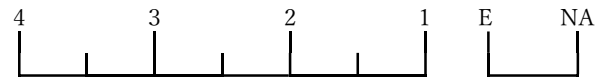
<実習評価の教育上の位置づけと目的>

ソーシャルワーク実習の評価では社会福祉士養成に向けた各目標に対する実習生の到達水準を判定し、今後の教育目標と課題を明確化することが一義的な目的となります。実習生自身の到達度を明確化するために到達水準を数値的に評定すると同時に、さらなる主体的な学びに向けた評価（コメント）を記述してください。

3. 利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題(ニーズ)の把握、支援計画の作成と実施及び評価

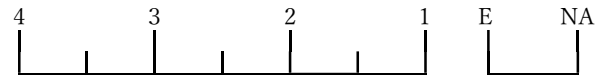
(3) クライアント、グループ、地域住民等のアセスメントを実施し、ニーズを明確にすることができる

小項目		評価
①	実習施設・機関における支援過程について説明することができる。	
②	クライアント等のアセスメントを行う上で必要な情報や視点を説明することができる。	
③	クライアント等(バイオ・サイコ・ソーシャルの側面)に関する客観的・主観的情報を系統的に情報収集することができる。	
④	クライアント等の環境(クライアントの環境、社会環境、ソーシャルワーカーの機関)について情報収集することができる。	
⑤	エコマップ等を作成し、クライアントやグループ等を取り巻く環境(クライアントシステム)や関係性を説明することができる。	
⑥	クライアント等が抱える問題と、ストレングス(強み、よさ、魅力、可能性)を指摘することができる。	
⑦	収集した情報を統合して、クライアント等のニーズを明らかにすることができる。	
⑧	指定の様式や用紙を用い、アセスメントした情報を適切に記録し、示すことができる。	



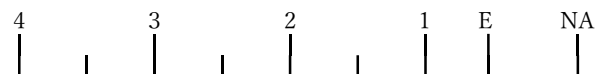
(4) 地域アセスメントを実施し、地域の課題や問題解決に向けた目標を設定することができる

小項目		評価
①	地域アセスメントの意義や方法、活用可能なツールについて説明することができる。	
②	地域アセスメントを行う上で必要な情報や視点を説明することができる。	
③	地域住民の生活の状況と地域及び地域を取り巻く環境との関係を説明することができる。	
④	収集した情報を統合して分析(SWOT分析など)を行い、地域特性や地域のストレングス、地域の顕在的・潜在的な課題を明確にすることができる。	
⑤	地域課題について多角的に判断し、取り組むべき優先順位を地域住民と共に検討することができる。	



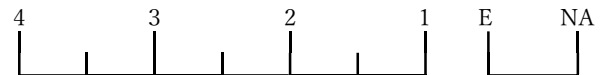
(5) 各種計画を作成・策定し、実施することができる。

小項目		評価
①	実習で関係するマイクロ・メゾ・マクロレベルにおける計画(個別支援計画、グループ支援計画、事業計画、各種行政計画等)の作成・策定の要点や方法を説明することができる。	
②	クライアント等のアセスメントと地域アセスメントの結果を踏まえて支援目標と支援計画を作成することができる。	
③	自ら作成した支援目標と支援計画を(状況に応じてクライアント等と一緒に)説明することができる。	
④	自ら作成した支援目標・支援計画の一部または全部を実施することができる。	
⑤	指定の様式や用紙を用い、計画や実施内容を適切に記録することができる。	



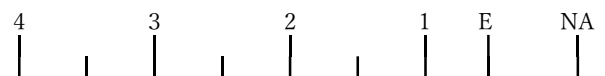
(6) 各種計画の実施をモニタリングおよび評価することができる。

小項目		評価
①	モニタリングおよび評価の方法について説明することができる。	
②	クライアントやグループ、地域を対象とした計画実施のモニタリングおよび評価を行うことができる。	
③	実習施設・機関等の計画実施についてモニタリング及び評価を行い、その結果を適切に報告することができる。	
④	クライアントや地域への支援（過程）について、マイクロ・メゾ・マクロの連関性の観点から説明することができる。	



(7) クライアント、地域住民等と面接を行うことができる。

小項目		評価
①	実習指導者や職員が行う面接場面の観察を踏まえ、面接の目的、面接技法や展開のポイント（相互作用等）を説明することができる。	
②	自らが実施する面接の目的を設定することができる。	
③	面接において、かかわり行動をとることができる。	
④	面接において、基本的傾聴技法（質問・観察・励まし・要約・感情の反映等）を活用することができる。	
⑤	実習指導者の指導のもと、面接において、積極技法（解釈・情報提供・説明・フィードバック等）を活用することができる。	
⑥	話の焦点や状況をふまえた面接を展開することができる。	



コメント

4. 利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価

(8) クライアントおよび多様な人々の権利擁護ならびにエンパワメントを含む実践を行い、
評価することができる

小項目		評価
①	クライアントおよび多様な人々の人権をふまえて尊厳を守る意味を理解し、価値観や信条、生活習慣等を尊重した言動をとることができる。	
②	クライアントおよび多様な人々の持つ「強み・力」(ストレングス)をふまえてそれらが発揮できていない「環境上の課題」を説明することができる。	
③	実習施設・機関等が実施している権利擁護や苦情解決にかかわる制度や事業、しくみを説明することができる。	
④	実習指導者や職員による権利擁護ならびにエンパワメントの視点に基づく実践を確認し、説明することができる。	
⑤	特定の事例（クライアント、グループ、地域）に対して権利擁護ならびにエンパワメントを含む実践と評価を行うことができる。	
⑥	クライアントおよび多様な人々の権利擁護ならびにエンパワメントの視点に基づいて構造的課題を考察できる。	

4 3 2 1 E NA

コメント

5. 多職種連携及びチームアプローチの実践的理解

(9) 実習施設・機関等の各職種の機能と役割を説明することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関等の各職種の種類の把握し、それぞれの職務および業務内容とその活動を説明することができる。	
②	チームにおける社会福祉士の役割・機能を説明することができる。	
③	具体的な事例を踏まえて多職種連携やチームアプローチの目的や意義を説明することができる。	

4 3 2 1 E NA

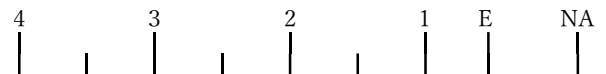
(10) 実習施設・機関等と関係する社会資源の機能と役割を説明することができる

小項目		評価
①	ニーズと関係する社会資源情報を整理した上で、それらの役割や機能等について説明することができる。	
②	関係する専門職や地域住民等の役割・活動等について説明することができる。	
③	事例検討会やカンファレンス等に同席し、出席している各施設・機関、関係者の視点や連携するための工夫等について説明することができる。	

4 3 2 1 E NA

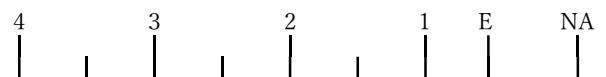
(11) 組織内外の関係者、関係機関、地域住民等と連携・協働することができる

小項目		評価
①	組織内外の関係者、関係機関、地域住民等と協働するための働きかけをすることができる。	
②	組織内外の関係者、関係機関、地域住民等との活動目的・目標を理解し、クライアント等の共有すべき情報を適切に取り扱うことができる。	
③	組織内外の関係者、関係機関、地域住民等の相互の役割の違いや重なりを認識し、実習指導者の指導のもとで部分的（補助的）に必要な調整を行うことができる。	
④	実習施設・機関等の持つ資源や果たすことのできる機能・役割を組織内外の関係者、関係機関、地域住民等に説明することができる。	
⑤	地域の包括的な支援体制における社会福祉士の機能と役割を説明することができる。	
⑥	事例をもとに多職種連携やチームアプローチの実際と課題について説明することができる。	

4 3 2 1 E NA


(12) 各種会議を企画・運営することができる

小項目		評価
①	チームアプローチにおける目標設定や役割分担の合意形成の重要点や留意点等について説明することができる。	
②	事例検討会やカンファレンス等、組織内外で開催される会議の企画・運営を実習指導者の指導のもとで部分的（補助的）に実施することができる。	
③	組織外で開催される会議に同席し、会議の種類および意義・目的について説明することができる。	
④	事例検討会やカンファレンス等、組織内外で開催される会議に同席し、クライアント等の状況を具体的に説明することができる。	
⑤	参加・同席した会議の記録を適切に作成することができる。	
⑥	組織内外で開催される会議のファシリテーターの役割を実習指導者の指導のもとで部分的（補助的）に担うことができる。	

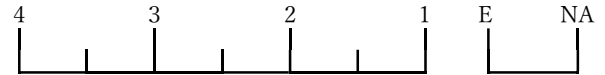
4 3 2 1 E NA


コメント

6. 当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ

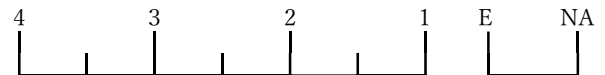
(13) 地域社会における実習施設・機関等の役割を説明することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関等が地域を対象として具体的に取組んでいる事業や活動の理念や目的を明らかにし、説明することができる。	
②	事業報告書、調査報告書等を閲覧し、地域の福祉課題等を発見し、説明することができる。	
③	地域の福祉課題の解決に向けた実習施設の役割について説明することができる。	



(14) 地域住民や団体、施設、機関等に働きかけることができる

小項目		評価
①	関係機関や住民組織等に対して、地域の福祉課題の解決に向けた連携・協働の必要性を説明することができる。	
②	地域の福祉課題の理解をふまえて実習施設・機関による住民参加に働きかける活動を企画することができる。	
③	地域住民や団体、施設、機関等に働きかける具体的な取組み（情報発信、連携・協働や新たな活動の提案など）を実習指導者の指導のもと、部分的（補助的）に実践することができる。	

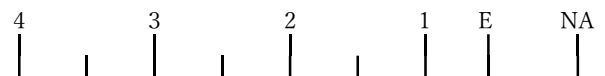


コメント

7. 地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解

(15) 地域における分野横断的・業種横断的な社会資源について説明し、問題解決への活用や調整および新たな開発を検討することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関が所在する地域において、保健・医療・福祉、またそれ以外の他分野・他業種を含めた社会資源とそれらの機能をマッピングし、地域における社会資源の状況を説明することができる。	
②	地域における他分野・他業種を含めた社会資源間の関係性の現状を踏まえて、地域の問題解決に向けた目標像を構想することができる。	
③	地域の問題解決に向けて分野横断的・業種横断的な社会資源が関係を形成するための方法を説明することができる。	
④	地域の問題解決に向けた、多様な分野・業種を含めた社会資源の活用方法について説明することができる。	
⑤	地域の問題解決に向けて社会資源が力を発揮するための調整方法について説明することができる。	
⑥	地域の問題解決のために必要な社会資源を創出・開発するための方法を説明することができる。	



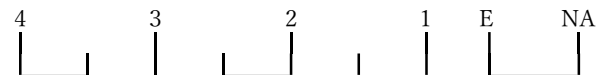
コメント

8. 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際

（チームマネジメントや人材管理の理解を含む）

(16) 実習施設・機関等の法的根拠、経営理念、組織体系、財務、運営方法等を説明することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関等の経営理念、経営戦略について説明することができる。	
②	実習施設・機関等の組織図に基づき、各組織体の機能と役割について説明することができる。	
③	実習施設・機関等における問題解決や目標達成に向けた意思決定のプロセスについて説明することができる。	
④	実習施設・機関等が設置されている法的根拠や関連する通知等を自ら確認し、説明することができる。	
⑤	実習施設・機関等の財務状況について、収入・支出の制度的な仕組み等を踏まえて説明することができる。	



(17) 実習施設・機関等の経営と理論・分析結果との関係性を説明することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関等の経営理念や経営戦略が、どのような理論や分析結果等に基づいたものなのかを説明することができる。	
②	実習施設・機関等のサービスや財務を改善するための方策について、分析（SWOT分析等）の結果を踏まえて意見を提示することができる。	

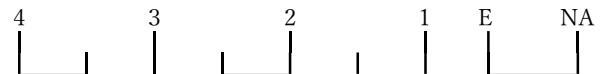


コメント

9. 社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解


(18) 実習施設・機関等の規則等について説明することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関等に組織運営をするための規則等が体系的に整備されていることを理解し、説明することができる。	
②	実習施設・機関等の規則等のうち、職員が遵守すべき事項と労働条件が規定されている就業規則等の要点を理解し、説明することができる。	
③	実習施設・機関等の規則等のうち、業務分掌や責任と権限を規定する規則等の要点を理解し、説明することができる。	
④	実習施設・機関等の規則等のうち、文書の保管や廃棄、記録の開示等を規定する規則等の要点を理解し、説明することができる。	

4 3 2 1 E NA


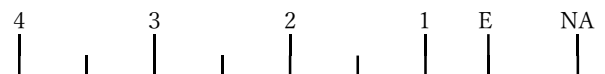
(19) 社会福祉士の倫理に基づいた行動・実践を行うことができる

小項目		評価
①	社会福祉士の業務を観察し、またはそれを振り返り、倫理判断に基づく行為を発見・抽出して説明することができる。	
②	クライアントや家族、他職種、地域住民等と関わる際に、社会福祉士の価値や倫理に基づいた言動をとることができる。	
③	会議やカンファレンス等において、社会福祉士の専門性や立場を踏まえた発言をすることができる。	
④	クライアント等のプライバシーの尊重、秘密の保持、個人情報の保護を適切に行うことができる。	

4 3 2 1 E NA


(20) 実習施設・機関において生じる倫理的なジレンマの構造を明らかにし、対応策を検討・提示することができる

小項目		評価
①	実習施設・機関におけるソーシャルワーク実践の中で生じている倫理的なジレンマについて、その構造を説明することができる。	
②	実習施設・機関におけるソーシャルワーク実践の中で生じている倫理的なジレンマについて、その解消に向けた対応策を検討することができる。	
③	実習生がケース研究等を通して直接経験する倫理的なジレンマに自ら気づき、解消に向けた対応策を提示することができる。	

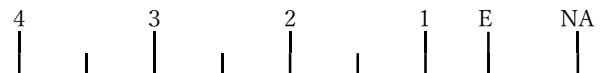
4 3 2 1 E NA


コメント

10. ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理解

(21) 以下の技術について目的、方法、留意点について説明することができる

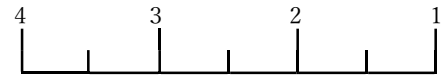
小項目		評価
(アウトリーチ)		
①	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、アウトリーチの目的、方法、留意点について説明することができる。	
②	問題や困難を抱えている可能性を持つ当事者のもとに向くことができる。	
(ネットワーキング)		
③	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、ネットワーキングの目的、方法、留意点について説明することができる。	
④	ミクロ・メゾ・マクロレベルの問題解決に必要な職種・機関を検討し、その必要性を対象となる他職種、関係機関、地域住民に説明することができる。	
(コーディネーション)		
⑤	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、コーディネーションの目的、方法、留意点について説明することができる。	
⑥	問題解決に必要な資源を把握し、その資源を円滑に活用できるように、連絡調整することができる。	
(ネゴシエーション)		
⑦	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、ネゴシエーションの目的、方法、留意点について説明することができる。	
⑧	必要な情報を集めて交渉の相手や戦略を検討し、問題解決に必要な変化や合意形成に向けてその戦略を実施することができる。	
(ファシリテーション)		
⑨	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、ファシリテーションの目的、方法、留意点について説明することができる。	
⑩	カンファレンスや地域の会議、ネットワーク会議等において意思決定のプロセスが円滑になるよう働きかけることができる。	
(プレゼンテーション)		
⑪	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、プレゼンテーションの目的、方法、留意点について説明することができる。	
⑫	説明する内容を適切にまとめ、場に応じた方法で相手に伝わるように発表することができる。	
(ソーシャルアクション)		
⑬	実習中に経験した具体的な事例や経験と結びつけて、ソーシャルアクションの目的、方法、留意点について説明することができる。	
⑭	人がより良く生きることを阻害している法律・制度等を含めた社会環境の存在に気づくことができるとともに、それを変えるための戦略を検討し、実施することができる。	



コメント

1 1. 実習による変容（2023年度終了後に見直し）

(1) ソーシャルワーク実践能力を高めた



(2) ソーシャルワーク専門職としての自己理解を深めた



コメント

1 2. 総合評価

(1) 実施した実習計画（個別実習プログラム・実習計画書）に基づく評価



(2) 実習生に対する総評のコメントをご記入ください

評 価 者	職 名	氏 名	印	記入日